

千葉県自然公園等における建築物等の建設に係る指導要綱

平成二年八月二十九日
告示第七百号

改正	平成三年	五月一七日	告示第五一一号	平成四年	五月二六日	告示第四五三号
	平成七年	三月七日	告示第一九二号	平成九年	五月一三日	告示第四三五号
	平成一一年	一二月二八日	告示第一〇三四号	平成一二年	三月三一日	告示第三〇一号
	平成一四年	四月一日	告示第三一二号	平成一四年	五月二四日	告示第四四二号
	平成一五年	四月一日	告示第三三一号	平成一六年	四月一日	告示第四二四号
	平成一六年	八月一三日	告示第七二五号	平成一七年	四月一日	告示第三二九号
	平成一九年	三月三〇日	告示第四一三号	平成二〇年	三月三一日	告示第三八八号
	平成二二年	三月三一日	告示第二五九号	平成二三年	三月三一日	告示第二九五号
	平成二四年	三月三〇日	告示第二五七号	平成二六年	三月三一日	告示第二四二号
	平成二七年	三月三一日	告示第三二二号	平成二九年	五月十二日	告示第三六九号

千葉県自然公園等における建築物等の建設に係る指導要綱

(目的)

第一条 この要綱は、自然公園及び自然環境保全地域におけるいわゆるリゾートマンション等の建設が自然景観その他の環境に著しい影響を与えるおそれがあることから、事前に必要な指導等を行うことにより良好な環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自然公園等 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号。以下「法」という。）第二条第一号に規定する自然公園及び千葉県自然環境保全条例（昭和四十八年千葉県条例第一号。以下「保全条例」という。）第六条の規定による自然環境保全地域をいう。
- 二 自然公園特別地域等 法第二十条の規定による特別地域及び法第七十三条の規定による特別地域並びに保全条例第九条の規定による特別地区をいう。
- 三 自然公園普通地域等 法第三十三条の規定による普通地域及び千葉県立自然公園条例（昭和三十五年千葉県条例第十五号。以下「公園条例」という。）第二十条の規定による普通地域並びに保全条例第十一条の規定による普通地区をいう。
- 四 建設事業 自然公園等における次のいずれかに該当する工作物（増築後において、これらのいずれかに該当することとなる工作物を含む。以下「建築物等」という。）の新築又は増築をいう。
- イ 自然公園特別地域等における建築物にあつては、当該建築物の建築面積（建築物の地上部分の水平投影面積をいう。）が五百平方メートル

ルを超えるもの

ロ 自然公園普通地域等における建築物にあつては、当該建築物の高さが十三メートルを超えるもの又は当該建築物の延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に掲げる延べ面積をいう。）が千平方メートルを超えるもの

ハ 自然公園等における建築物以外の工作物にあつては、当該工作物の高さが三〇メートルを超えるもの

五 事業者 建設事業に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

六 周辺住民 建設事業により自然景観その他の環境に著しい影響を受ける地域に居住する者をいう。

（適用の範囲）

第三条 この要綱は、自然公園等における次の各号に定める事業以外の建設事業について適用する。ただし、千葉県開発行為等規制細則（昭和四十五年千葉県規則第五十二号）第四条に規定する知事への協議を行うこととなる事業については、第五条から第九条までの規定は、適用しない。

一 法第二条第六号に規定する公園事業及び公園条例第二条第三号に規定する公園事業

二 国又は地方公共団体が実施する事業
（事業者の責務）

第四条 事業者は、自然公園等における自然環境の保全の重要性を強く認識し、建設事業の計画策定に当たっては、この要綱に定める手続に従い自然環境の保全に努めるとともに、関係法令を遵守しなければならない。

2 事業者は、建設事業によって周辺住民等に迷惑を及ぼさないよう最善の努力をしなければならない。

（事前協議）

第五条 事業者は、建設事業を実施しようとするときは、あらかじめ、当該建設事業の計画について知事に協議（以下「事前協議」という。）をするものとする。

2 知事は、建設事業を実施しようとする事業者に対し、次の各号に掲げる建設事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる申請又は届出が行われる前に、前項の事前協議を行うよう指導するものとする。

一 自然公園特別地域等における建設事業 法第二十条第三項、公園条例第十九条第一項及び保全条例第九条第四項の規定による許可の申請

二 自然公園普通地域等における建設事業 法第三十三条第一項、公園条例第二十条第一項及び保全条例第十一条第一項の規定による行為の届出

3 第一項の規定により事前協議をしようとする事業者は、次の各号に掲げる関係図書を添えて、自然公園等における建築物等建設事前協議申出書（別記第一号様式。以下「事前協議申出書」という。）を知事に提出するものとする。

一 事業計画概要書

二 位置図（縮尺二万五千分の一）

三 地形図（縮尺二千五百分の一）

- 四 土地利用計画図
- 五 建築物等の配置図
- 六 建築物等の平面図及び立面図
- 七 建設事業予定地の縦断図及び横断図
- 八 建設事業予定地及びその周辺地の現況写真
- 九 その他知事が必要と認めるもの
(事業者への指導等)

第六条 知事は、事前協議があったときは、事業者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 知事は、前項の指導及び助言を行おうとするときは、あらかじめ、建設事業が実施される土地が存する市町村の長及び自然環境に関し専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。
- 3 事業者は、第一項の規定による指導及び助言があったときは、当該指導及び助言に対する対応の状況及びその結果を知事に報告するものとする。
(環境等調査書の提出等)

第七条 知事は、事前協議において、当該建設事業の実施が自然景観その他の環境に著しい影響を及ぼすおそれがあり、かつ、その保全を図るために調査を行う必要があると認めるときは、事業者に対し、自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第十条第三項又は千葉県立自然公園条例施行規則（昭和三十五年千葉県規則第十五号）第十二条第三項に規定する書類（次項において「環境等調査書」という。）の提出を求めるものとする。

- 2 知事は、環境等調査書に関し事業者へ指導及び助言を行おうとするときは、あらかじめ、必要に応じて自然環境に関し専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。
(事業者への通知)

第八条 知事は、事前協議が終了したときは、事業者に対し、その旨を通知するものとする。

(建設事業の廃止又は変更)

第九条 事業者は、第五条第三項の規定による事前協議申出書の提出後において、建設事業を廃止し、又は建設事業に係る計画を変更したときは、速やかにその旨を建設事業廃止届出書（別記第二号様式）又は建設事業変更届出書（別記第三号様式）により知事に届け出るものとする。

- 2 知事は、前項の規定により計画の変更の届出を受けた場合において、当該変更による変更後の事業が建設事業であるときは、事前協議に係る手続の全部又は一部を執ることを当該事業者に指導することができる。ただし、特に知事が認めるときは、この限りでない。
- 3 事業者は、前項本文に規定する指導を受けたときは、必要な手続を執るものとする。
(補則)

第十条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成二年九月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に用地を取得し、施行の日後に着工する建設事業については、この要綱を適用する。この場合において、第五条第一項の規定による事前協議は、建設事業を着工する前に行うものとする。

附 則（平成三年五月十七日告示第五百十一号）

この要綱は、平成三年五月一日から施行する。

附 則（平成四年五月二十六日告示第四百五十三号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成七年三月七日告示第百九十二号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成九年五月十三日告示第四百三十五号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年十二月二十八日告示第千三十四号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成十二年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前に、改正前のそれぞれの告示の規定により調製した用紙は、この告示の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十二年三月三十一日告示第三百一号）

この告示は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年四月一日告示第三百十二号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成十四年五月二十四日告示第四百四十二号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成十五年四月一日告示第三百三十一号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成十六年四月一日告示第四百二十四号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成十六年八月十三日告示第七百二十五号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成十七年四月一日告示第三百二十九号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成十九年三月三十日告示第四百十三号）

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年三月三十一日告示第三百八十八号）

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年三月三十一日告示第二百五十九号）

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年三月三十一日告示第二百九十五号）

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月三十日告示第二百五十七号）
この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月三十一日告示第二百四十二号）
この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年三月三十一日告示第三百二十二号）
この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月三十一日告示第二百六十二号）
この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年五月十二日告示第三百六十九号）
この告示は、平成二十九年五月十二日から施行する。

別 記

第一号様式

（第五条第三項）

第二号様式

（第九条第一項）

第三号様式

（第九条第一項）

別記第一号様式（第五条第三項）

自然公園等における建築物等建設事前協議申出書			
			年 月 日
千葉県知事		様	
住所（所在地）			
氏名（名称及び代表者の氏名） ㊦			
電話			
千葉県自然公園等における建築物等の建設に係る指導要綱第5条の規定により、次のおおり協議します。			
1	事業の名称		
2	施行者		
3	位置		
4	建築物等の規模・構造		
	建築物等の用途		
事業概要	敷地面積	m ²	敷地に接する道路の幅員 m
	建築面積	m ²	建ぺい率 % 延面積 m ² 容積率 %
	景観形成の方針		
	動植物の影響範囲とその対策の概要		
	日影の影響範囲とその対策の概要		
	電波障害の影響範囲とその対策の概要		
	既設道路等の接続及び取付けの状態		
	上水の供給の方針		
	下水道処理の方針		
	ごみ処理の方針		
	地下水対策		
	風害対策		
	騒音対策		
	防災計画		
5	その他特記すべき事項	敷地内	近接地

注 個人が申し出の場合は、申出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

別記第二号様式（第九条第一項）

建設事業廃止届出書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者の氏名） ㊦

電 話

千葉県自然公園等における建築物等の建設に係る指導要綱第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

建設事業の名称	
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

注 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

別記第三号様式（第九条第一項）

建設事業変更届出書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者の氏名） ㊦

電 話

千葉県自然公園等における建築物等の建設に係る指導要綱第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

建設事業の名称		
変更年月日	年 月 日	
変更内容	変 更 前	変 更 後
変更理由		

注 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。